

# 北海道教育委員会 公報

令和6年(2024年)  
3月18日(月曜日)

第6312号

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- #### 告示
- 博物館の登録について…………… 1
- 博物館の登録について…………… 2
- 博物館の登録について…………… 2
- 博物館の登録について…………… 2
- 博物館の登録について…………… 3
- 博物館の登録について…………… 3
- 博物館の登録について…………… 3
- 博物館の登録について…………… 4
- 博物館の登録について…………… 4
- 令和7年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日について…………… 4

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第2号）

##### 1 趣旨

北海道公立学校教員採用候補者選考検査の受検資格及び結果の通知方法を改めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

- (1) 受検資格について、特別選考に限り、検査の実施年度の翌年度又は翌々年度に教育職員普通免許状を取得する意思を有する者を追加することとした（第2条関係）。
- (2) 検査結果の通知方法について、教育委員会のホームページに合格者の受検番号を掲載して発表するとともに、合格者に書面で通知するよう見直しを行うこととした（第6条関係）。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした（附則関係）。

## 教育委員会規則

北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第2号

北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則  
北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則（昭和33年北海道教育委員会規則第13号）  
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (4) この検査の実施年度の翌年度又は翌々年度に免許法に規定する教育職員普通免許状を取得する意思を有する者（教育長が別に定める特別選考に限る。）

第6条中「受検者」を「教育委員会のホームページに合格者の受検番号を掲載して発表するとともに、書面で合格者である旨を本人」に改める。

#### 附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 北海道教育委員会告示第15号

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
北海道
- 2 設置者の住所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 3 名称  
北海道立近代美術館
- 4 所在地  
北海道札幌市中央区北1条西17丁目
- 5 登録年月日  
令和6年2月29日
- 6 登録記号番号  
北博登第60号

**北海道教育委員会告示第16号**

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
北海道
- 2 設置者の住所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 3 名称  
北海道立三岸好太郎美術館
- 4 所在地  
北海道札幌市中央区北2条西15丁目
- 5 登録年月日  
令和6年2月29日
- 6 登録記号番号  
北博登第61号

**北海道教育委員会告示第17号**

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
北海道
- 2 設置者の住所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 3 名称  
北海道立旭川美術館
- 4 所在地  
北海道旭川市常磐公園内
- 5 登録年月日  
令和6年2月29日
- 6 登録記号番号  
北博登第62号

**北海道教育委員会告示第18号**

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
北海道
- 2 設置者の住所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 3 名称  
北海道立帯広美術館
- 4 所在地  
北海道帯広市緑ヶ丘2番地緑ヶ丘公園
- 5 登録年月日  
令和6年2月29日
- 6 登録記号番号  
北博登第63号

---

**北海道教育委員会告示第19号**

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
北海道
- 2 設置者の住所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 3 名称  
北海道立釧路芸術館
- 4 所在地  
北海道釧路市幸町4丁目1番5号
- 5 登録年月日  
令和6年2月29日
- 6 登録記号番号  
北博登第64号

---

**北海道教育委員会告示第20号**

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
北海道
- 2 設置者の住所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 3 名称  
北海道立北方民族博物館
- 4 所在地  
北海道網走市字潮見309番地1
- 5 登録年月日  
令和6年2月29日
- 6 登録記号番号  
北博登第65号

---

**北海道教育委員会告示第21号**

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
北海道
-

- 
- 2 設置者の住所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
  - 3 名称  
北海道立文学館
  - 4 所在地  
北海道札幌市中央区中島公園1番4号
  - 5 登録年月日  
令和6年2月29日
  - 6 登録記号番号  
北博登第66号
- 

**北海道教育委員会告示第22号**

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者  
旭川市
  - 2 設置者の住所  
北海道旭川市7条通9丁目
  - 3 名称  
旭川市旭山動物園
  - 4 所在地  
北海道旭川市東旭川町倉沼
  - 5 登録年月日  
令和6年2月29日
  - 6 登録記号番号  
北博登第67号
- 

**北海道教育委員会告示第23号**

令和7年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日は、次のとおりとする。

令和6年3月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 選考検査日 令和7年1月11日(土)
- 2 追検査日 令和7年1月18日(土)